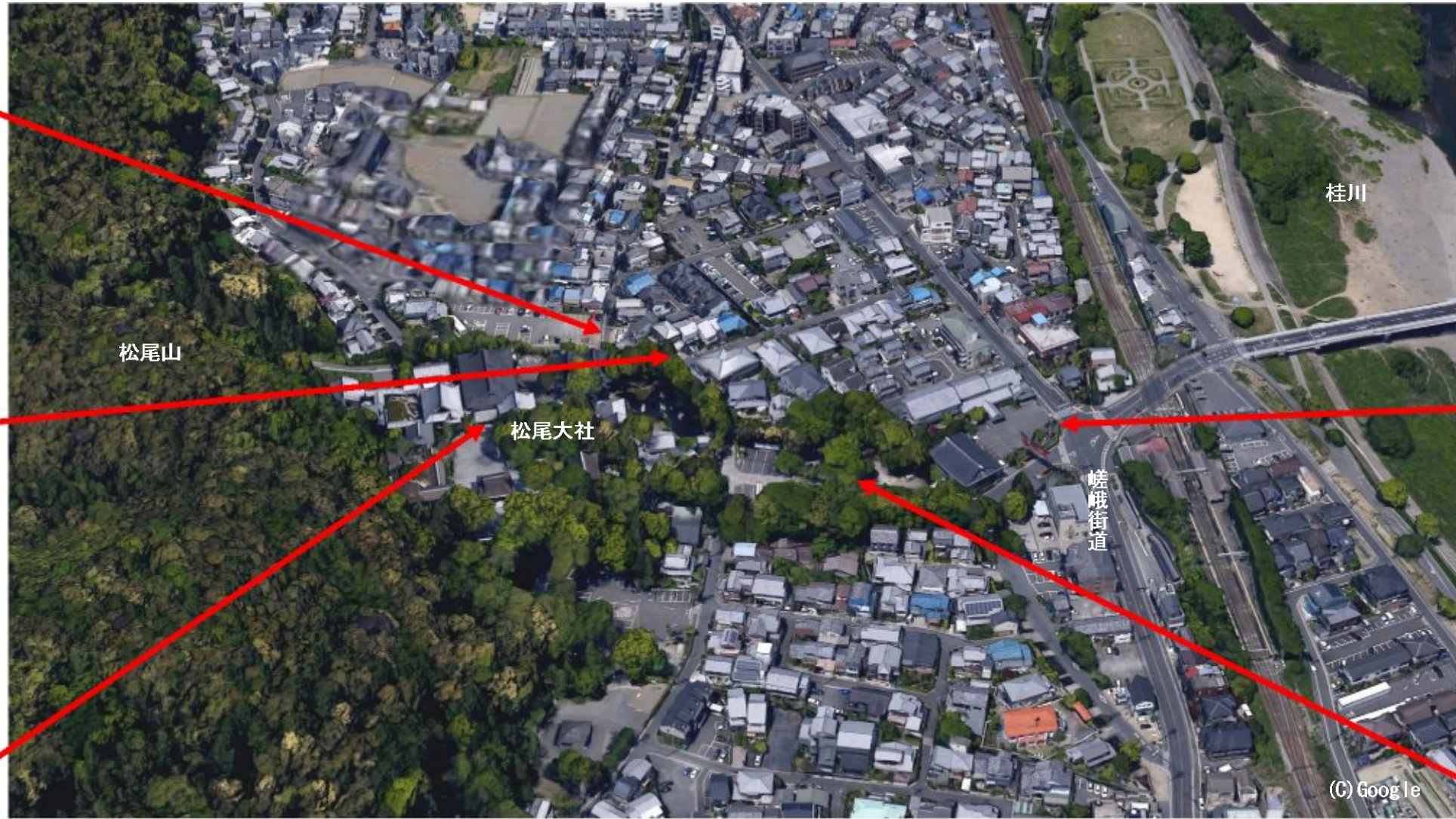




名称：松尾大社エリア	エリアの概要	
------------	--------	--



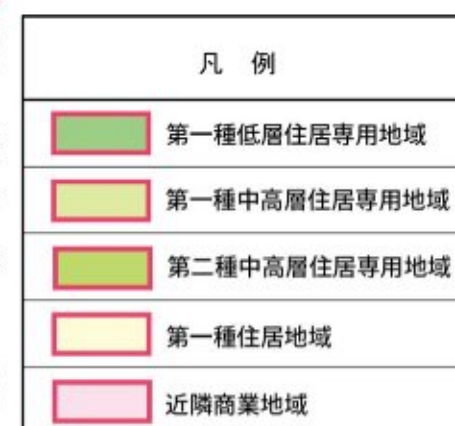
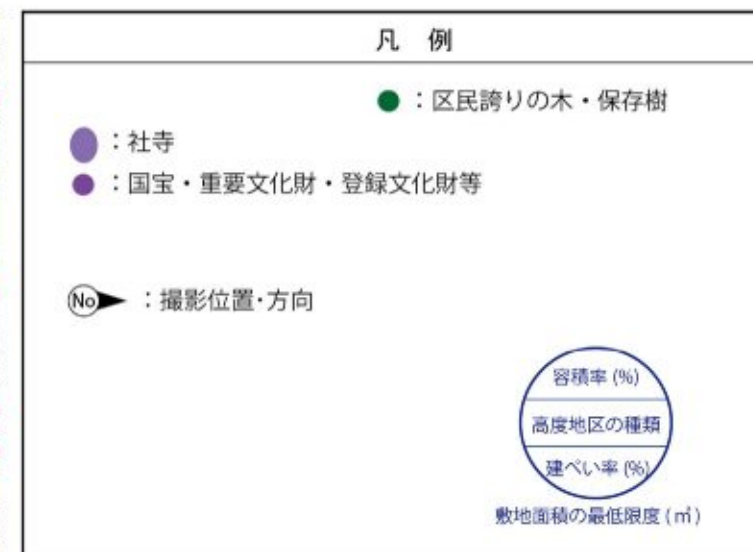
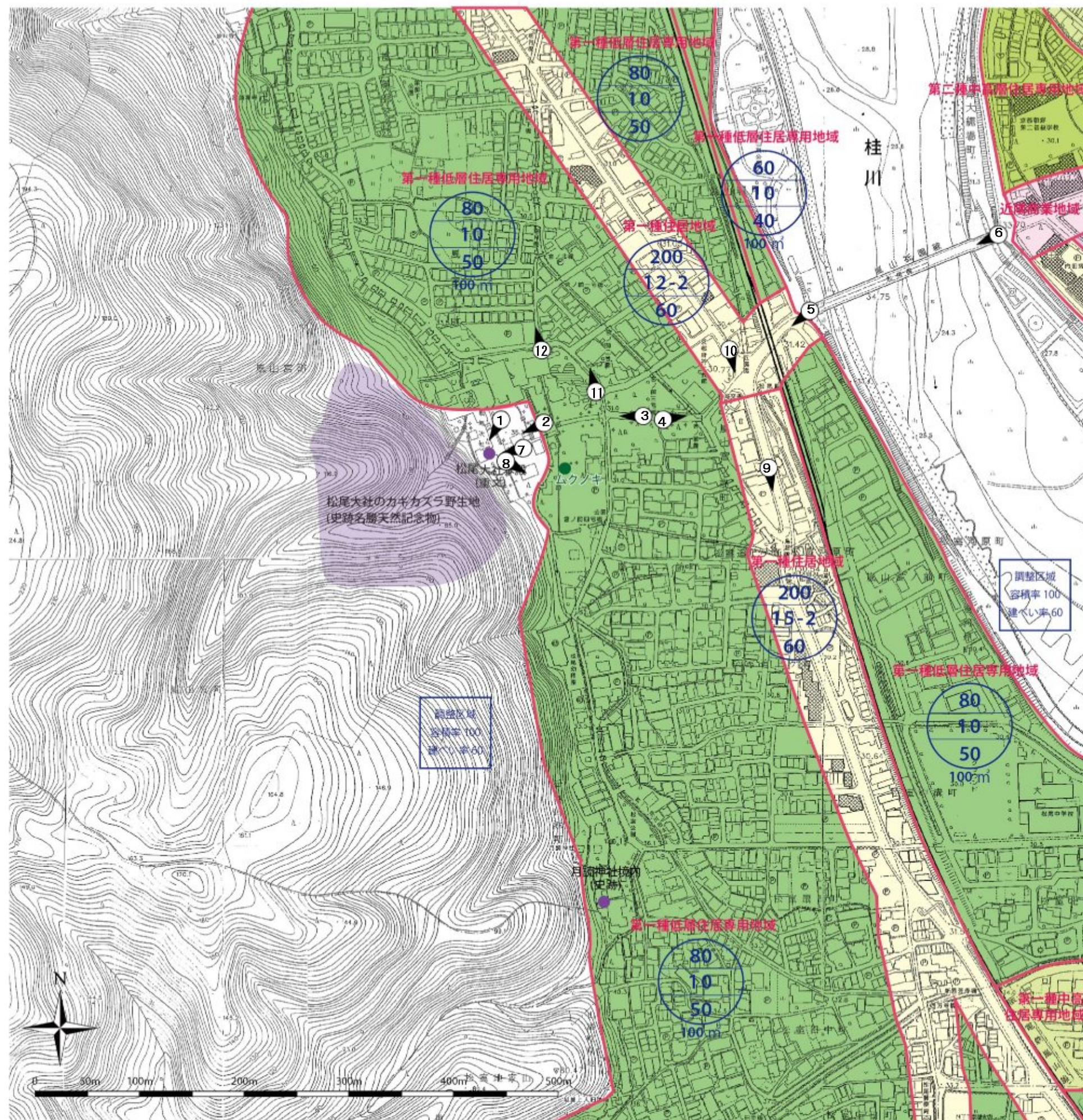
■エリアの景観形成の方針（「京都市景観計画（H27年12月）」より）

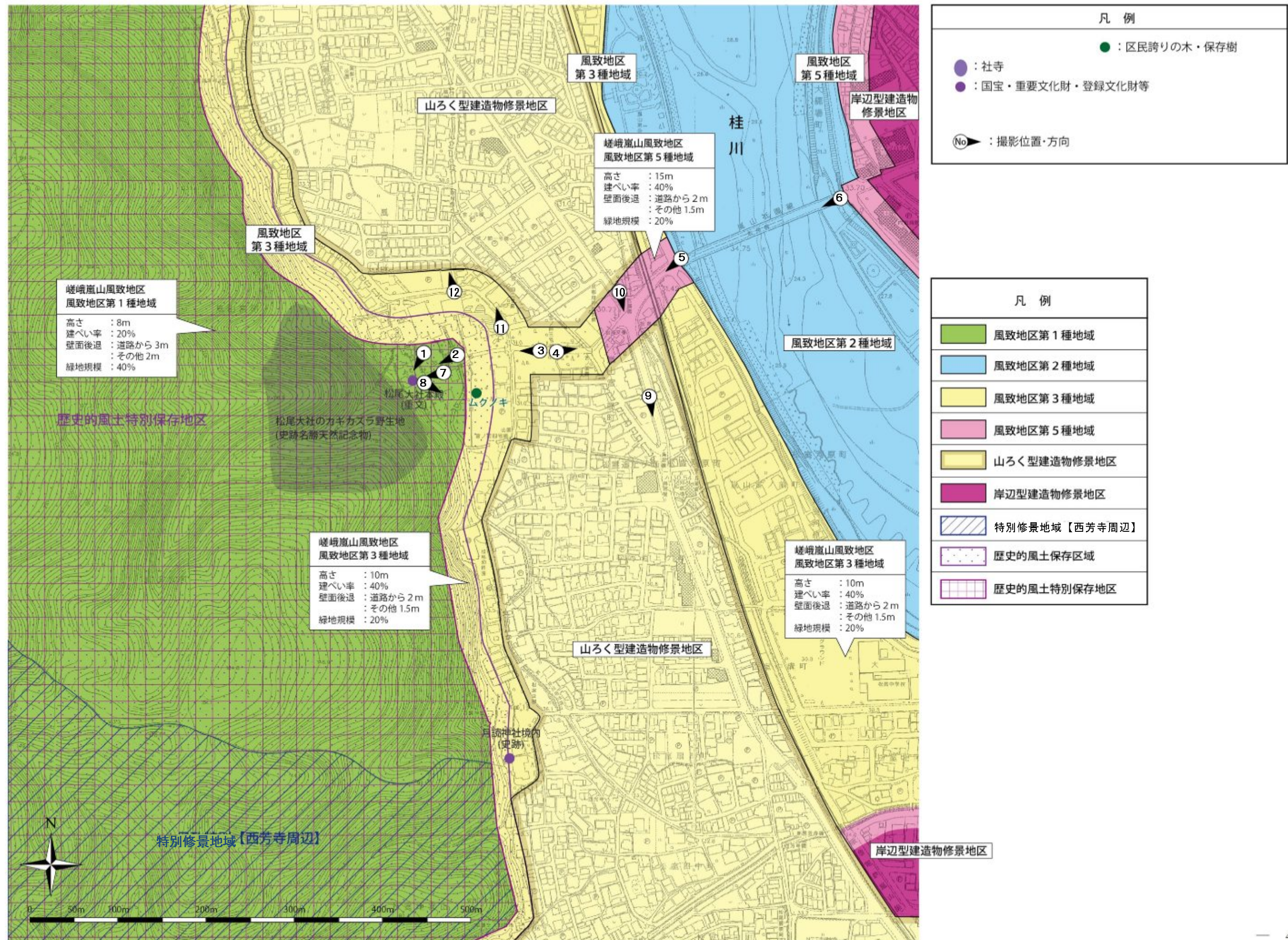
風致地区 嵯峨嵐山風致地区 松尾の山際の眺望景観，西芳寺周辺の景観

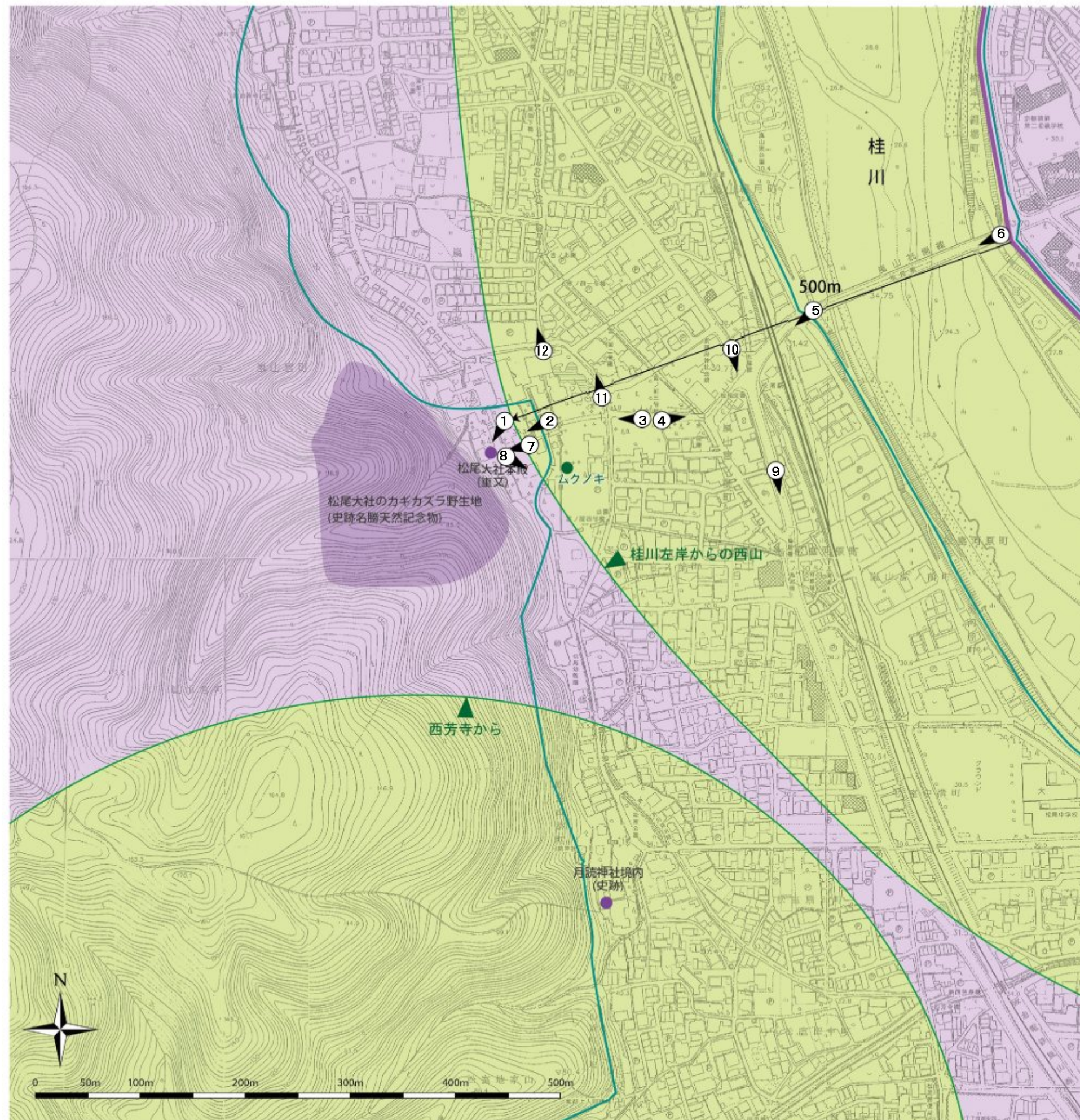
松尾の山際は、山並みが急傾斜で立ち上がっているため、山際の眺望景観の保全，建築敷地の桂川側の緑化や建築物の形態・色彩等のコントロールが重要である。また、松尾大社の参道部の沿道景観の保全，西芳寺周辺の景観対策，特に、その南側山ろく部の土地形質の変更や建築物等の和風デザイン等の規制の強化を図る。

建造物修景地区 山ろく型建造物修景地区 西部

- ・ 西山の山ろく部は、世界遺産の西芳寺があり、その周辺は山ろくの自然景観に調和する良好な景観を形成する地域である。また、山々の内縁部には戸建住宅を中心とした良好な住宅地が広がっており、良好な景観を形成するとともに住環境の維持増進が必要である。







凡 例	
●	：社寺
●	：国宝・重要文化財・登録文化財等
●	：区民誇りの木・保存樹
⊙	：撮影位置・方向

凡 例	
	近景デザイン保全区域
	遠景デザイン保全区域
	市街化区域
	視点場（線）

1 松尾大社境内と境内外からの眺め

【松尾大社エリア】

① 現状



写真① 松尾大社本殿



写真② 松尾大社山門



写真③ 本殿に向かう参道



写真④ 参道からの眺め
(松尾橋の方向)



写真⑤ 松尾橋西側から鳥居を望む



写真⑥ 松尾橋東側から松尾山を望む

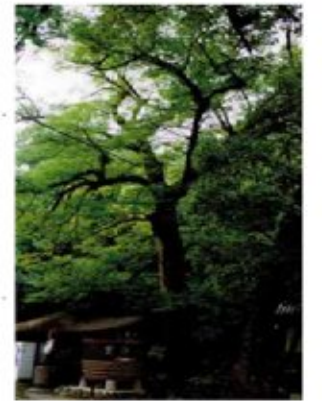
② 景観規制など適用制度の概要

<文化財>

国指定重要文化財：松尾大社本殿

市指定天然記念物：松尾大社のカギカズラ野生地

※天然記念物の現状変更にあたっては許可が必要となる。
枝除去、治療など、所有者が行う事業に対して助成制度がある。



<区民誇りの木>

松尾大社 ムクノキ

※ 区民誇りの木

平成 11～12 年度にかけて次世代に伝えていきたい地域の古木、名木などを各区民の皆様から推薦いただき、区民の代表者と専門家からなる委員会において審議を行い、872 件の樹木を選定。所有者に対する義務や助成制度はない。

<歴史的風土特別保存地区> 松尾大社境内地を含む松尾山に指定

- ・通常の維持管理行為以外の現状変更を厳しく規制し、行為を行う際はあらかじめ許可が必要となる。
- ・土地所有者はその土地を京都市に買い入れるよう求めることができる。

<高度地区>

- ・嵯峨街道沿道は 1 2 m 又は 1 5 m、それ以外は 1 0 m に高度地区を指定

<風致地区>

- ・主な規制内容

松尾大社境内地を含む松尾山 第 1 種風致地区（歴史的風土特別保存地区も重ねて指定）

建築物の高さ：8 m、建ぺい率：2 0 %、

外壁等の後退距離：道路から 3 m その他 2 m、緑地の規模：4 0 %

桂川 第 2 種風致地区

建築物の高さ：1 0 m、建ぺい率：3 0 %、

外壁等の後退距離：道路から 2 m その他 1. 5 m、緑地の規模：3 0 %

山ろくと桂川右岸の住宅地 第 3 種風致地区

建築物の高さ：1 0 m、建ぺい率：4 0 %、

外壁等の後退距離：道路から 2 m、その他 1. 5 m、緑地の規模：2 0 %

嵯峨街道沿道の一部 第 5 種風致地区

建築物の高さ：1 5 m、建ぺい率：4 0 %、

外壁等の後退距離：道路から 2 m その他 1. 5 m、緑地の規模：2 0 %

[共通] 建築物の形態・意匠：屋根や軒、外壁等について、形状や材料を細かく規定
木竹の伐採などをおこなう場合は、許可が必要となる。

<眺望景観創生条例に基づく近景デザイン保全区域(桂川左岸からの西山)>

- ・嵐山渡月橋から桂大橋までの桂川左岸の河川側歩道を「視点場」に指定し、西山の山並みへの眺めを「視対象」に、半径 5 0 0 m の範囲を近景デザイン保全区域に指定
- ・建築物等は、桂川の水辺越しに見える西山の山並みとその間に見通される空間によって一体的に構成される良好な景観を阻害してはならないとし、「外壁、屋根等の色彩は、桂川沿岸の樹木等及び西山の山並みとの調和に配慮したものとする」、「塔屋を設けないこと」等の基準がある。

2 松尾大社境内からの眺めと周辺の町並み

【松尾大社エリア】

① 現状



写真⑦ 松尾大社本殿と松尾山



写真⑧ 本殿石段上から市街地の方向の眺め



写真⑨ 嵯峨街道（南向き）



写真⑩ 嵯峨街道
（鳥居前交差点，南向き）



写真⑪ 松尾大社北側の町並み
（左側：松尾大社）



写真⑫ 松尾大社北側の町並み
（住宅と駐車場）

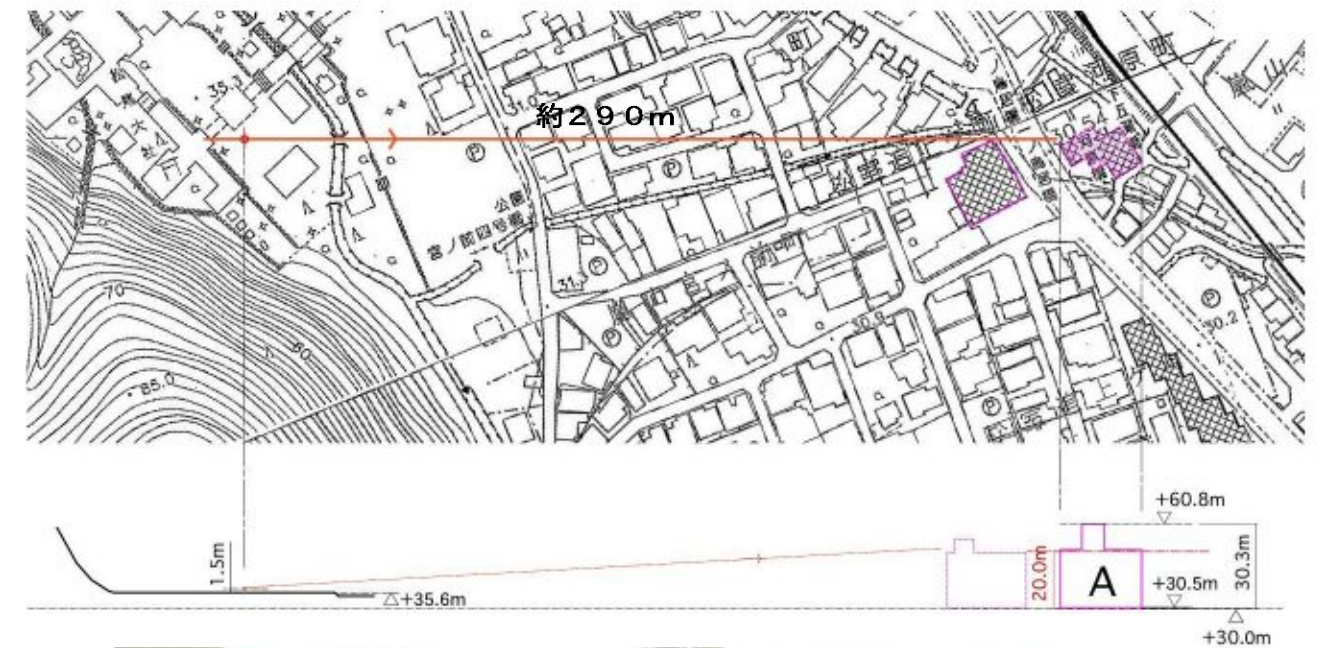
② 景観規制など適用制度の概要

＜建築物修景地区＞

山ろく型建築物修景地区 松尾大社周辺の住宅地に指定

- ・ 建築物の屋根の軒の出の寸法，屋根材，外壁面の後退，外壁材などについてデザイン基準を定め，自然景観と調和する町並み景観の形成を図っている。
- ・ 緑化に関するデザイン基準は設けていない。

（参考）写真⑧ 樹木の間から見える建物の位置と高さの確認



③ 具体的方策案

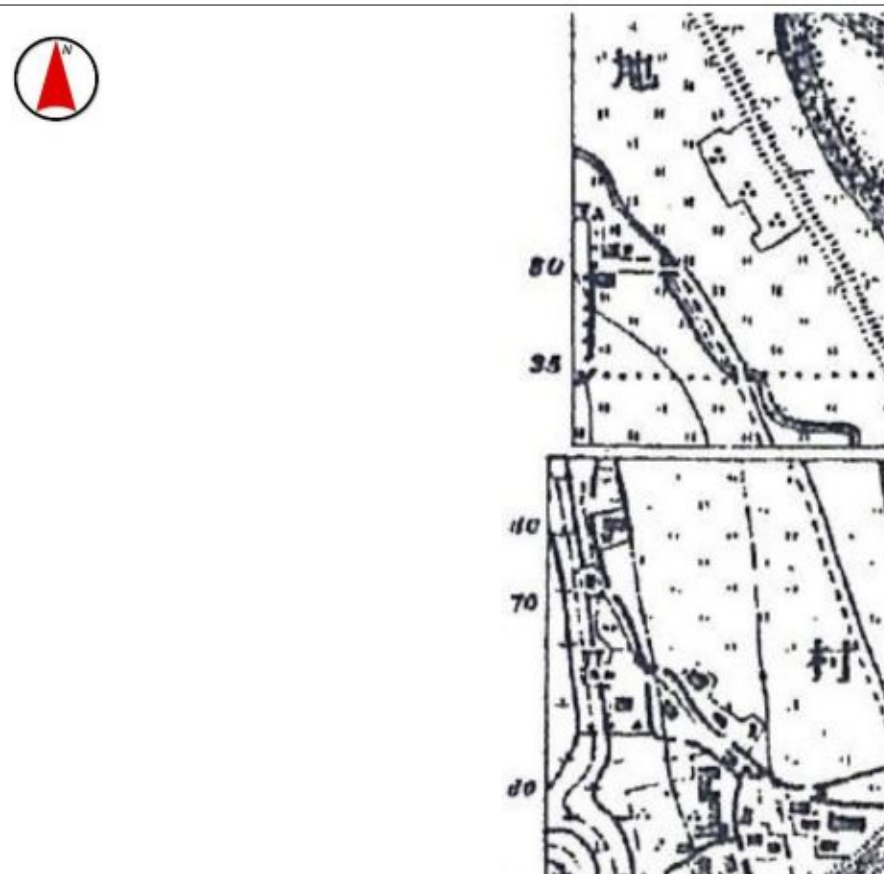
- ・ 眺望景観創生条例を活用し，松尾大社の「境内の眺め」，松尾大社参道の「通りの眺め」の創生（保全及び創出）を図るため，近景デザイン保全区域を指定する。

名称：松尾大社エリア

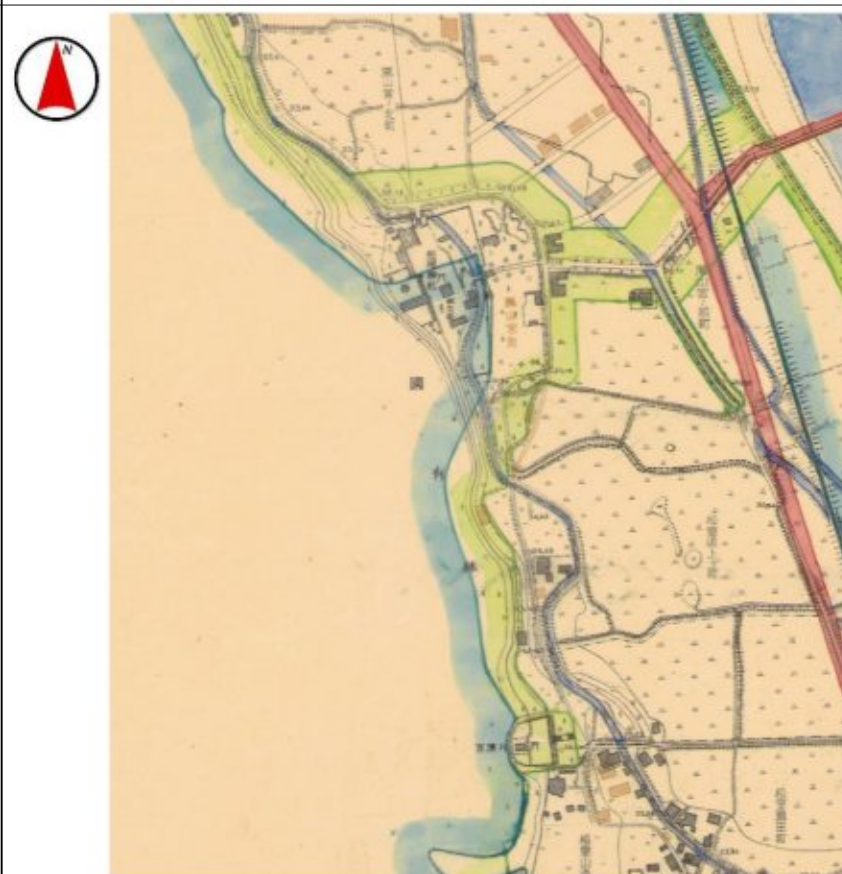
地形図，航空写真の変遷

地形図の変遷

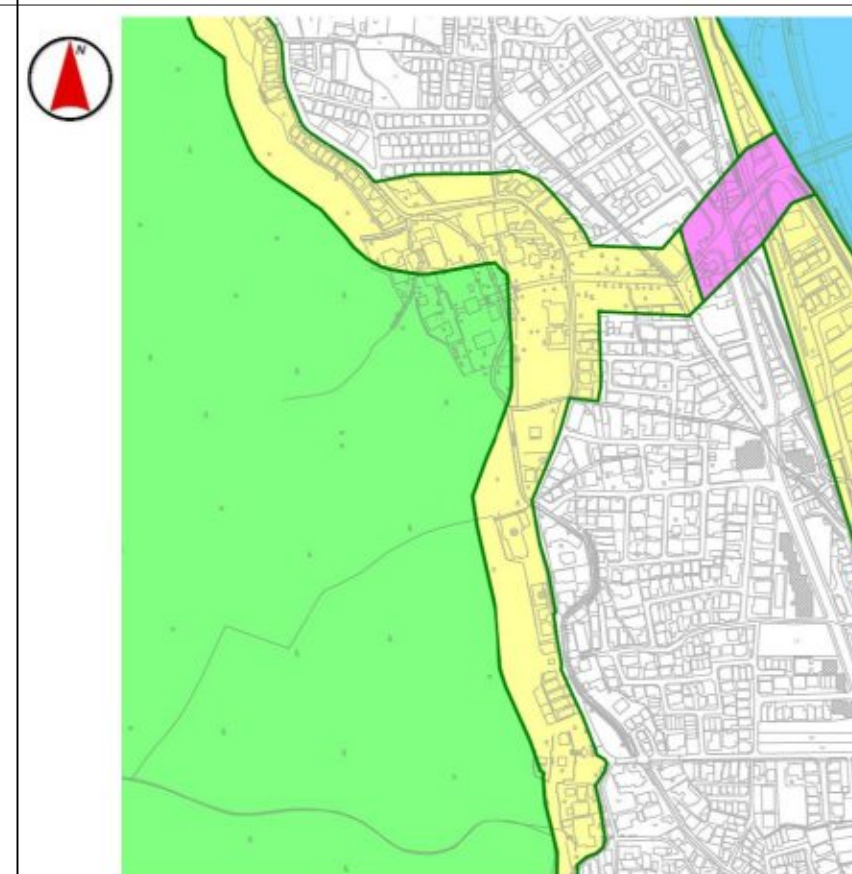
明治 23 年地形図



昭和 27 年修正地図



平成 23 年版（着色は風致の制限）



昭和 21 年



昭和 46 年



平成 23 年頃（google map より）



航空写真の変遷